

母子・寡婦福祉資金貸付金

母子・寡婦福祉資金貸付金（修学資金、就学支度資金）（新潟県）

1 対象等

新潟県内居住の母子家庭や寡婦の方、父母のいない児童

資金種類	貸付対象等	貸与期間	返済
修学資金	高校、高専、大学、短大、専修学校に就学させるための授業料、書籍代等に必要な資金	修学期間内	・無利子 ・卒業後6か月据え置きし、原則10年以内に返済
修学支度資金	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	—	・無利子 ・卒業後6か月据え置きし、原則10年以内に返済

2 貸付限度額（平成21年度入学者の場合）

○ 修学資金（月額）（単位：円）

学校種別	区分	国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
高等学校	一般分	18,000	23,000	30,000	35,000
	特別分	27,000	34,500	45,000	52,500
専修学校（高等課程）	一般分	21,000	22,500	32,000	35,000
	特別分	31,500	33,750	48,000	52,500
高等専門学校	一般分	45,000	51,000	53,000	60,000
	特別分	67,500	76,500	79,500	90,000
短期大学	一般分	45,000	51,000	54,000	64,000
	特別分	67,500	76,500	81,000	96,000
専修学校（専門課程）	一般分	30,000	30,000	30,000	30,000
	特別分	45,000	45,000	45,000	45,000
大学	一般分	75,000	85,000	410,000	420,000
	特別分	370,000	380,000	580,000	590,000
専修学校（一般課程）	一般分	75,000	85,000	75,000	85,000
	特別分	75,000	85,000	75,000	85,000

※特別分は、修学に直接必要な経費（例：授業料、通学費、教科外活動費等）が、一般分の額を超える場合等、修学に際し必要と認められる場合に対象となります。

※専修学校の場合、高等課程または専門課程であっても、学科の内容等によっては一般課程の貸付限度額を適用する場合があります。

※日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている方も、必要と認められる場合には、特別分の額と一般分の額との差額を限度に貸し付けを受けることができます。

○ 就学支度資金（単位：円）

区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）	75,000	85,000	410,000	420,000
大学、短期大学、専修学校（専門課程）	370,000	380,000	580,000	590,000
専修学校（一般課程）	75,000	85,000	75,000	85,000

3 相談、申込等について

- ・ 相談、申込は、県の各地域振興局健康福祉（環境）部へ（新潟市の方は、お住まいの区の区役所健康福祉課へ）
- ・ 連帯保証人がいなくても貸付を受けられます。
- ・ 相談は随時受付していますが、申込みは合格後となります。

4 制度に関する照会先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部児童家庭課家庭福祉係 電話：025-280-5216（直通）